

件 名

埼玉県いじめ問題調査審議会規則の一部を改正する規則について

提案理由

より多角的な視点からいじめの防止等のための対策を調査審議するため、埼玉県いじめ問題調査審議会規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行規則の内容

執行機関の附属機関に関する条例第6条の規定に基づき、埼玉県いじめ問題調査審議会について必要な事項を定めるもの

2 改正の内容

委員の定数を5人以内から6人以内とする。

3 施行期日

公布の日

改正案	現 行
<p>埼玉県いじめ問題調査審議会規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第二条 審議会は、委員<u>六人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条～第十一条 (略)</p>	<p>埼玉県いじめ問題調査審議会規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第二条 審議会は、委員<u>五人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条～第十一条 (略)</p>

埼玉県いじめ問題調査審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県いじめ問題調査審議会規則（平成二十六年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五人」を「六人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。